

大阪府・河内長野市近未来技術地域実装協議会 規約（案）

(名称)

第1条 本会は、「大阪府・河内長野市近未来技術地域実装協議会」（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、内閣府において「近未来技術等社会実装事業」として採択された、河内長野市南花台地区における自動運転サービスの社会実装事業を通じて、地域の課題解決を図り、スマートエイジング・シティの取組みの推進に寄与することにより、まちづくりの発展に貢献することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 社会実証・実装に向けた事業計画の策定
- (2) 社会実証・実装の実施、実施結果に関する評価・検証
- (3) 事業化に向けた施策の検討
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表の委員をもって組織する。

- 2 委員の追加・変更は、協議会の承認を得るものとする。
- 3 協議会は、活動内容に応じて、必要に応じてワーキンググループを設置する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、本事業の終了期間である平成33（2021）年3月31日までとする。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、大阪府及び河内長野市における委員の報酬等に係る規程の例による。

(役員及びその職務)

第7条 協議会の会長は、委員の中から互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の会務を総括する。
- 3 会長は、委員の中から副会長を指名することができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 会議は会長が招集し、及びその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、代理者を出席させることができる。
- 6 会議に出席できない委員又は代理者を出席させる委員は、あらかじめ書面で表決することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 7 会長は、会議を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、会議に付議すべき事案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、大阪府政策企画部企画室及び河内長野市総合政策部政策企画課に置くものとし、事務局を共同で担うこととする。

(その他)

第11条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成30年11月16日から施行する。

大阪府・河内長野市近未来技術地域実装協議会 委員名簿

委員	所属	備考
江川 直樹	関西大学環境都市工学部建築学科教授	会長
日野 泰雄	大阪市立大学名誉教授	副会長
佐藤 健哉	同志社大学モビリティ研究センターセンター長	
勝見 康生	内閣府地方創生推進事務局企画官	国の現地支援責任者
加藤 尚範	内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（戦略的イノベーション創造プログラム担当）付上席政策調査員	
上原 雄二郎	警察庁交通局交通企画課自動運転企画室課長補佐	
伊東 政志	総務省近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課長	
小橋 厚司	経済産業省近畿経済産業局産業部製造産業課長	
寒川 雄作	国土交通省近畿地方整備局企画部事業調整官	
猶野 喬	国土交通省近畿運輸局自動車技術安全部長	
高橋 勇司	南花台自治協議会会长	
末次 光	(株)NTTドコモ 第一法人営業部第五担当課長	
松平 康一	南海バス(株) 取締役企画部長	
本屋 和宏	大阪府政策企画部企画室長	
芝原 哲彦	大阪府政策企画部戦略事業室長	
北尾 保己	大阪府商工労働部成長産業振興室長	
谷口 友英	大阪府都市整備部事業管理室長	
中杉 重登	大阪府住宅まちづくり部都市居住課副理事	
河野 純一	河内長野市参与	
小林 章良	河内長野市総合政策部長	
島田 記子	河内長野市総合政策部理事	
梅谷 武博	河内長野市都市づくり部長	
野口 晶	河内長野警察署交通課長	